

令和４年長浜市議会６月定例会

議案書

- 2 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第３号）
- 14 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第４号）
- 18 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第５号）
- 20 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第６号）
- 25 令和４年度長浜市一般会計補正予算（第３号）
- 36 令和４年度長浜市一般会計補正予算（第４号）
- 53 長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 54 長浜市税条例等の一部改正について
- 59 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 60 財産の取得について
- 61 財産の譲渡について
- 62 財産の譲渡について
- 63 財産の譲渡について
- 64 訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 66 副市長の選任について

専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 3 号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

専決第 3 号 令和 3 年度長浜市一般会計補正予算（第 1 6 号）

令和3年度長浜市一般会計補正予算（第16号）

令和3年度長浜市一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,468,796千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,381,331千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		422,000	34,630	456,630
	1 地方揮発油譲与税	94,000	15,480	109,480
	2 自動車重量譲与税	294,000	19,020	313,020
	4 森林環境譲与税	34,000	130	34,130
3 利子割交付金		16,000	△1,727	14,273
	1 利子割交付金	16,000	△1,727	14,273
4 配当割交付金		64,000	31,648	95,648
	1 配当割交付金	64,000	31,648	95,648
5 株式等譲渡所得割交付金		44,000	70,059	114,059
	1 株式等譲渡所得割交付金	44,000	70,059	114,059
6 法人事業税交付金		176,000	36,954	212,954
	1 法人事業税交付金	176,000	36,954	212,954
7 地方消費税交付金		2,480,000	207,377	2,687,377
	1 地方消費税交付金	2,480,000	207,377	2,687,377
8 環境性能割交付金		49,000	6,097	55,097
	1 環境性能割交付金	49,000	6,097	55,097
9 地方特例交付金		484,893	93,112	578,005
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	355,000	93,112	448,112
10 地方交付税		14,915,470	1,720,214	16,635,684
	1 地方交付税	14,915,470	1,720,214	16,635,684
11 交通安全対策特別交付金		15,000	△2,005	12,995
	1 交通安全対策特別交付金	15,000	△2,005	12,995
18 繰入金		2,109,432	△727,563	1,381,869
	1 基金繰入金	2,038,994	△727,563	1,311,431
歳入合計		59,912,535	1,468,796	61,381,331

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6,212,401	1,468,796	7,681,197
	1 総務管理費	5,219,848	1,468,796	6,688,644
歳 出 合 計		59,912,535	1,468,796	61,381,331

令和 3 年度長浜市一般会計
補正予算（第 1 6 号）説明書
専 決 処 分

歳入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方揮発油譲与税	94,000	15,480	109,480
計	94,000	15,480	109,480

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 自動車重量譲与税	294,000	19,020	313,020
計	294,000	19,020	313,020

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 森林環境譲与税	34,000	130	34,130
計	34,000	130	34,130

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子割交付金	16,000	△1,727	14,273
計	16,000	△1,727	14,273

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 配当割交付金	64,000	31,648	95,648
計	64,000	31,648	95,648

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 株式等譲渡所得割交付金	44,000	70,059	114,059
計	44,000	70,059	114,059

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 法人事業税交付金	176,000	36,954	212,954
計	176,000	36,954	212,954

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	15,480	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 自動車重量譲与税	19,020	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 森林環境譲与税	130	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子割交付金	△1,727	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 配当割交付金	31,648	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 株式等譲渡所得割交付金	70,059	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 法人事業税交付金	36,954	

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方消費税交付金	2,480,000	207,377	2,687,377
計	2,480,000	207,377	2,687,377

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 環境性能割交付金	49,000	6,097	55,097
計	49,000	6,097	55,097

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補填特別交付金	355,000	93,112	448,112
計	355,000	93,112	448,112

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	14,915,470	1,720,214	16,635,684
計	14,915,470	1,720,214	16,635,684

(款) 11 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 交通安全対策特別交付金	15,000	△2,005	12,995
計	15,000	△2,005	12,995

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 減債基金繰入金	727,563	△727,563	0
計	2,038,994	△727,563	1,311,431

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方消費税交付金	207,377		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 環境性能割交付金	6,097		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	93,112		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	1,720,214	特別交付税	1,720,214

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 交通安全対策特別交付金	△2,005		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 減債基金繰入金	△727,563		

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 財務管理費	775, 540	1, 468, 796	2, 244, 336				1, 468, 796
計	5, 219, 848	1, 468, 796	6, 688, 644				1, 468, 796

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	1,468,796	☐ 公有財産管理事務経費 1,468,796
		財政調整基金積立金 1,468,796

専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 4 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

専決第 4 号 長浜市税条例の一部改正について

専決第 4 号

長浜市税条例の一部改正について

長浜市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市税条例の一部を改正する条例

長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「前条」を「前条の」に改め、同項第1号オ中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削り、同項第2号中「寄付した」を「寄附をした」に改める。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に、「、3分の1」を「3分の1」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の5中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の13中「第16条の5及び」を「附則第16条の5及び」に、「附則第

16条の6」を「附則第16条の5、第16条の6」に改める。

附則第16条の14中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の長浜市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の長浜市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 5 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

専決第 5 号 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年4月13日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成18年長浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成18年」の次に「長浜市」を加え、同項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（以下この項において「特別職給与条例」という。）第2条に規定する市長等の期末手当の額は、改正後の特別職給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 6 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

専決第 6 号 長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

専決第 6 号

長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年4月13日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の長浜市職員の給与に関する条例第16条第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び長浜市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第16条第4項から第6項まで（長浜市職員の育児休業等に関する条例（平成18年長浜市条例第31号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第18条第1号から第3号まで、第5号及び第6号若しくは第8号又は長浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年長浜市条例第35号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

- イ 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
- (2) 再任用職員 72.5分の10

令和 4 年度長浜市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度長浜市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 267, 115 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52, 136, 816 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		6,614,680	267,115	6,881,795
	2 国庫補助金	966,866	267,115	1,233,981
歳入合計		51,869,701	267,115	52,136,816

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		20,488,417	267,115	20,755,532
	1 社会福祉費	10,621,011	127,650	10,748,661
	2 児童福祉費	7,976,252	139,465	8,115,717
歳出合計		51,869,701	267,115	52,136,816

令和 4 年度長浜市一般会計
補正予算（第 3 号）説明書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費国庫補助金	443,458	267,115	710,573
計	966,866	267,115	1,233,981

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 児童福祉費補助金	139,465	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	139,465
13 非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金	127,650	非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金	127,650

歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	3,243,867	127,650	3,371,517	127,650			
計	10,621,011	127,650	10,748,661	127,650			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	2,703,095	139,465	2,842,560	139,465			
計	7,976,252	139,465	8,115,717	139,465			

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職 員 手 当 等	100	□非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費	127,650
10 需 用 費	37	職員手当等	100
11 役 務 費	451	消耗品費	37
12 委 託 料	7,062	通信運搬費	311
18 負担金、補助 及び交付金	120,000	手数料	140
		情報システム委託料	7,062
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	120,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	983	□子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	139,465
3 職 員 手 当 等	1,384	報酬	983
4 共 済 費	150	職員手当等	1,384
8 旅 費	12	共済費	150
10 需 用 費	202	旅費	12
11 役 務 費	612	消耗品費	80
12 委 託 料	1,122	印刷製本費	122
18 負担金、補助 及び交付金	135,000	通信運搬費	420
		手数料	192
		情報システム委託料	1,122
		子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	66,000
		子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）	69,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,059	44,754	
	議 員	24	102,080		34,693	3.35			136,773	34,651	171,424	
	その他の特別職	1,728	77,669						77,669		77,669	
	計	1,755	179,749	28,200	44,140			48	252,137	41,710	293,847	
補正前	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,059	44,754	
	議 員	24	102,080		34,693	3.35			136,773	34,651	171,424	
	その他の特別職	1,728	77,669						77,669		77,669	
	計	1,755	179,749	28,200	44,140			48	252,137	41,710	293,847	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,371 (1,151)	1,016,277	4,577,652	3,373,635	8,967,564	1,611,671	10,579,235	
補正前	1,371 (1,151)	1,015,294	4,577,652	3,372,151	8,965,097	1,611,521	10,576,618	
比 較	(0)	983		1,484	2,467	150	2,617	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	106,378	84,537	22,050	197,059	356,903	648	2,015	1,216,588	620,606	138,834		43,917	584,100
補正前	106,378	84,537	22,050	197,059	355,419	648	2,015	1,216,588	620,606	138,834		43,917	584,100
比 較					1,484								

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	984 (16)		3,595,332	2,879,779	6,475,111	1,205,625	7,680,736	
補正前	984 (16)		3,595,332	2,878,295	6,473,627	1,205,625	7,679,252	
比 較				1,484	1,484		1,484	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	106,378	61,150	22,050	197,059	305,512		1,739	859,892	620,606	111,476		43,917	550,000
補正前	106,378	61,150	22,050	197,059	304,028		1,739	859,892	620,606	111,476		43,917	550,000
比 較					1,484								

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	387 (1,135)	1,016,277	982,320	493,856	2,492,453	406,046	2,898,499	
補正前	387 (1,135)	1,015,294	982,320	493,856	2,491,470	405,896	2,897,366	
比 較	(0)	983			983	150	1,133	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		23,387			51,391	648	276	356,696		27,358			34,100
補正前		23,387			51,391	648	276	356,696		27,358			34,100
比 較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		1.給与改定に伴う増減分			
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分			
職員手当	1,484	1.制度改正に伴う増減分			
		2.その他の増減分	1,484		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和4年 4月1日 現在	平均給料月額	324,685	395,375	285,375	309,358				202,767
	平均給与月額	414,548	523,381	340,699	358,687				228,025
	平均年齢(歳)	42歳8月	46歳8月	36歳7月	53歳0月				61歳4月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年4月1日 現在	1	43	6.8	1			1	58	20.8	1		
	2	59	9.3	2	17	60.7	2	69	24.7	2	4	21.1
	3	119	18.7	3	8	28.6	3	49	17.6	3	2	10.5
	4	175	27.5	4	3	10.7	4	58	20.8	4	13	68.4
	5	147	23.1				5	25	9.0			
	6	59	9.3				6	20	7.2			
	7	34	5.3				7					
	計	636	100	計	28	100	計	279	100	計	19	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年4月1日 現在	1			1			1			1	15	40.5
	2			2			2			2	7	18.9
	3			3			3			3	7	18.9
	4			4			4			4		
				5			5			5	5	13.5
				6			6			6	3	8.1
				7						7		
	計			計			計			計	37	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和4年度	2.150	2.150	4.300	有	
国の制度	2.150	2.150	4.300	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和4年4月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.05	-	-	0.06	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和4年4月1日現在)	7.11	10.85	-	-	10.53	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和 4 年度長浜市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度長浜市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 1 3，6 7 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 2，7 5 0，4 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		6,881,795	226,669	7,108,464
	2 国庫補助金	1,233,981	226,669	1,460,650
15 県支出金		4,013,734	26,200	4,039,934
	2 県補助金	1,488,879	26,200	1,515,079
18 繰入金		3,714,608	147,218	3,861,826
	1 基金繰入金	3,649,628	147,218	3,796,846
20 諸収入		1,172,125	12,191	1,184,316
	5 雑入	1,088,047	12,191	1,100,238
21 市債		1,368,000	201,400	1,569,400
	1 市債	1,368,000	201,400	1,569,400
歳入合計		52,136,816	613,678	52,750,494

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,085,486	17,121	6,102,607
	1 総務管理費	5,069,836	17,121	5,086,957
4 衛生費		5,102,919	87,890	5,190,809
	1 保健衛生費	5,102,919	87,890	5,190,809
7 商工費		774,045	7,504	781,549
	1 商工費	774,045	7,504	781,549
8 土木費		4,909,700	374,529	5,284,229
	1 土木管理費	393,417	4,529	397,946
	2 道路橋梁費	1,138,175	296,600	1,434,775
	3 河川費	423,297	57,000	480,297
	5 住宅費	195,541	16,400	211,941
9 消防費		2,071,605	110,913	2,182,518
	1 消防費	2,071,605	110,913	2,182,518
10 教育費		5,375,437	15,721	5,391,158
	2 小学校費	986,552	6,104	992,656
	3 中学校費	400,326	3,604	403,930
	6 保健体育費	1,270,089	6,013	1,276,102
歳出合計		52,136,816	613,678	52,750,494

第 2 表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
浅井中学校長寿命化改修工事	令和4年度から 令和6年度まで	1, 400, 000千円

第 3 表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 157, 600	普通貸借 又は 証券発行	6. 0%以内 (ただし、政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金及び滋 賀県市町振興資 金貸付金につい ては、その融資 条件により、銀 行その他の場合 には、その債権 者と協定するも のによる。ただ し、市財政の都 合により、据置 期間及び償還期 限を短縮し、又 は、繰上償還若 しくは、低利に 借換えすること ができる。	千円 254, 000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
消防施設整備事業	50, 200				155, 200			

令和 4 年度長浜市一般会計
補正予算（第 4 号）説明書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費国庫補助金	87,568	34,606	122,174
8 土木費国庫補助金	257,796	184,703	442,499
10 教育費国庫補助金	38,400	7,360	45,760
計	1,233,981	226,669	1,460,650

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 労働費県補助金	0	1,200	1,200
8 土木費県補助金	161,951	25,000	186,951
計	1,488,879	26,200	1,515,079

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	410,800	148,575	559,375
24 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	201,223	△18,214	183,009
32 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	218,738	2,000	220,738
33 公共施設等総合管理基金繰入金	448,940	14,857	463,797
計	3,649,628	147,218	3,796,846

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
5 雑入	1,088,023	12,191	1,100,214
計	1,088,047	12,191	1,100,238

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	34,606	地方創生推進交付金	22,676
		外国人受入環境整備交付金	5,000
		エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金	6,930
2 道路橋梁費補助金	137,635	社会資本整備総合交付金	16,140
		道路局所管補助金	121,495
3 河川費補助金	32,000	社会資本整備総合交付金	32,000
4 都市計画費補助金	2,000	官民連携都市再生推進事業費補助金	2,000
5 住宅費補助金	13,068	社会資本整備総合交付金	7,503
		空き家対策総合支援事業補助金	5,565
5 保健体育費補助金	7,360	学校保健特別対策事業費補助金	7,360

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 労働費補助金	1,200	地域女性活躍推進交付金	1,200
1 土木管理費補助金	25,000	丹生水源地域整備事業特別交付金	25,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	148,575		
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	△18,214		
1 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	2,000		
1 公共施設等総合管理基金繰入金	14,857		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 総務費雑入	11,191	自治総合センター助成金	8,800
		自治体国際化協会助成金	1,000
		地域活性化センター助成金	1,391
10 教育費雑入	1,000	地域活性化センター助成金	1,000

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
8 土木債	427,900	96,400	524,300
9 消防債	50,200	105,000	155,200
計	1,368,000	201,400	1,569,400

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 道路橋梁整備事業債	96,400	地方道路整備事業債	96,400
1 消防施設整備事業債	105,000	消防本部庁舎整備事業債	105,000

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,756,968	0	1,756,968	5,000			△5,000
8 企画費	416,156	6,930	423,086	16,246		△8,316	△1,000
9 地域振興費	149,940	1,391	151,331	5,698		△1,307	△3,000
12 自治振興費	121,594	8,800	130,394			8,800	
計	5,069,836	17,121	5,086,957	26,944		△823	△9,000

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防接種費	601,087	87,890	688,977				87,890
計	5,102,919	87,890	5,190,809				87,890

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 労働諸費	22,311	0	22,311	1,200		△1,200	
計	22,311	0	22,311	1,200		△1,200	

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 農業振興費	594,108	0	594,108	1,000		△1,000	
計	2,232,069	0	2,232,069	1,000		△1,000	

(単位：千円)

（単位：千円）

節		説	明
区 分	金 額		
		財源更正	
12 委 託 料	6,930	□企画管理経費	6,930
		脱炭素戦略基本構想策定業務委託料	6,930
7 報 償 費	485	□移住・定住対策事業費	1,391
8 旅 費	68	報償費	485
10 需 用 費	218	旅費	68
12 委 託 料	500	消耗品費	18
13 使用料及び賃借料	120	印刷製本費	200
		地域の関わりしろ創出事業委託料	500
		使用料及び賃借料	120
18 負担金、補助及び交付金	8,800	□まちづくり支援事業費	8,800
		コミュニティ助成事業助成金	8,800

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	169	□予防接種事業費	87,890
12 委 託 料	82,191	印刷製本費	169
18 負担金、補助及び交付金	5,530	予防接種委託料	82,191
		予防接種受診促進補助金	5,530

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		財源更正	

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 林業振興費	175,974	0	175,974	4,662		△1,000	△3,662
計	187,029	0	187,029	4,662		△1,000	△3,662

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	328,267	4,000	332,267	2,000		2,000	
3 観光費	206,897	3,504	210,401	3,000		△3,000	3,504
計	774,045	7,504	781,549	5,000		△1,000	3,504

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 建築総務費	15,929	4,529	20,458	4,565			△36
計	393,417	4,529	397,946	4,565			△36

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路維持費	573,977	50,600	624,577	16,140	27,600	6,860	
4 道路新設改良費	311,450	246,000	557,450	121,495	68,800		55,705
計	1,138,175	296,600	1,434,775	137,635	96,400	6,860	55,705

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 丹生ダム対策費	71,600	57,000	128,600	57,000			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	4,000	□商業振興対策事業費 4,000 湖の辺のまち長浜未来ビジョン情報発信業務負担金 4,000
18 負担金、補助 及び交付金	3,504	□宿泊・滞在型観光推進事業費 3,504 長浜市・敦賀市・南越前町観光連携協議会負担金 3,504

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	3,529	□空き家対策事業費 4,529
18 負担金、補助 及び交付金	1,000	手数料 3,529 空き家活用地域活性化事業助成金 1,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	18,000	□雪寒対策費 50,600
12 委 託 料	12,600	修繕料 18,000
14 工事請負費	20,000	整備事業費 32,600
14 工事請負費	189,000	□橋梁長寿命化事業費 246,000
18 負担金、補助 及び交付金	57,000	橋梁点検業務負担金 57,000 整備事業費 189,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	57,000	□地域整備事業費 57,000

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	423, 297	57, 000	480, 297	57, 000			

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 住宅管理費	191, 472	16, 400	207, 872	7, 503		7, 997	900
計	195, 541	16, 400	211, 941	7, 503		7, 997	900

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 常備消防費	1, 658, 344	110, 913	1, 769, 257		105, 000		5, 913
計	2, 071, 605	110, 913	2, 182, 518		105, 000		5, 913

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 小学校管理費	590, 052	6, 104	596, 156	3, 052			3, 052
計	986, 552	6, 104	992, 656	3, 052			3, 052

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 中学校管理費	305, 541	3, 604	309, 145	1, 802			1, 802
計	400, 326	3, 604	403, 930	1, 802			1, 802

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		整備事業費 57,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工 事 請 負 費	15,500	□市営住宅管理事業費 16,400
21 補償、補填及 び 賠 償 金	900	賠償金 900
		整備事業費 15,500

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	110,913	□湖北地域消防組合負担金 110,913

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
17 備 品 購 入 費	6,104	□小学校管理費 6,104
		備品購入費 6,104

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
17 備 品 購 入 費	3,604	□中学校管理費 3,604
		備品購入費 3,604

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健体育総務費	57,657	5,013	62,670	2,506			2,507
2 体育振興費	53,034	1,000	54,034			1,000	
計	1,270,089	6,013	1,276,102	2,506		1,000	2,507

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需 用 費	5,013	□学校保健衛生事務経費	5,013
		消耗品費	5,013
7 報 償 費	412	□国スボ障スボ開催対策事業費	1,000
8 旅 費	283	報償費	412
10 需 用 費	165	旅費	283
13 使用料及び賃借料	140	消耗品費	50
		印刷製本費	115
		使用料及び賃借料	140

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和3年度末までの 支 出 (見 込) 額		令和4年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
浅井中学校長寿命化改修工事	1,400,000			令和4年度から 令和6年度まで	1,400,000	189,552	341,000	37,972	831,476

長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成18年長浜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15, 800円」を「16, 100円」に改め、同号イ中「7, 560円」を「7, 700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310, 500円」を「316, 250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市税条例等の一部改正について

長浜市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市税条例等の一部を改正する条例

(長浜市税条例の一部改正)

第1条 長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「者であって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2

号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同条第2項中「前2条」を「第34条の6及び前条」に、「前3条」を「第34条の6及び前2条」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第32条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第33条を削る。

（長浜市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 長浜市税条例の一部を改正する条例（令和3年長浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中長浜市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第1条中長浜市税条例第18条の4第1項、第73条の2及び第73条の3の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の長浜市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の長浜市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の長浜市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 新条例第73条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証

明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月3日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市病院事業の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第209号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「病床数が400以上」を「一般病床数が200以上」に、「5,000円」を「7,000円」に、「2,500円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

財産の取得について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第3条の規定に基づき、次の財産を取得することにつき、議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

長浜市長 浅見 宣義

- | | | | |
|---|-------------|--|---------|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 学習者用コンピュータの購入 | |
| 2 | 財産の種類及び数量 | i P a d | 1, 104台 |
| | | 保護キーボードケース | 1, 104個 |
| | | タッチペン | 1, 104個 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 | |
| 4 | 契 約 の 金 額 | 74, 807, 040円 | |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 草津市大路一丁目15番5号 ネオオフィス草津
株式会社大塚商会 滋賀営業所
所長 宇野 直基 | |

財産の譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、次のとおり財産を無償譲渡することにつき、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 譲渡の相手方

長浜市高月町布施 1 4 1 番地 2

認可地縁団体 布施自治会

代表者 平川 清伸

2 譲渡する財産の表示

土地

所在 長浜市高月町布施字小城寺 1 4 0 番 2

地目 雑種地

面積 5 7 7 m²

所在 長浜市高月町布施字小城寺 1 4 1 番 1

地目 雑種地

面積 2 6 7 m²

3 譲渡の目的

布施自治会がコミュニティ施設の用に供するため

財産の譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、次のとおり財産を無償譲渡することにつき、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 譲渡の相手方

長浜市余呉町中之郷 88 番地 1
認可地縁団体 中之郷自治会地縁
代表者 丹治 健一

2 譲渡する財産の表示

建物
所在 長浜市余呉町中之郷字長廣 88 番 1
種類 集会所
構造 鉄骨造 2 階建
床面積 316.71㎡

3 譲渡の目的

中之郷自治会地縁が集会所施設の用に供するため

財産の譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、次のとおり財産を無償譲渡することにつき、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 譲渡の相手方

長浜市堀部町 8 7 8 番地
認可地縁団体 堀部町自治会
代表者 堤 国夫

2 譲渡する財産の表示

建物
所在 長浜市堀部町字芦原 8 7 7 番
種類 歴史資料館
構造 木造 平屋建
床面積 3 1 . 9 3 m²

3 譲渡の目的

堀部町自治会がコミュニティ施設の用に供するため

訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和 3 年（ワ）第 43 号損害賠償請求事件について、下記のとおり和解し、これをもって損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 事件名

大津地方裁判所長浜支部 令和 3 年（ワ）第 43 号 損害賠償請求事件

2 相手方

住 所

氏 名

3 和解の内容

- (1) 被告は原告らに対し、本件解決金として 90 万円の支払義務のあることを認める（連帯債権）。
- (2) 被告は原告らに対し、前項記載の金員を、令和 4 年 7 月 20 日限り、原告らの指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告らはその余の請求を放棄する。
- (4) 原告らと被告は、各原告と被告との間に、本件事故に関し、本和解条項に記載のものその他、何らの債権債務も存しないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 確定する損害賠償の額 金 28,992,070 円

（内訳）

平成 30 年度支払済額	（住宅修繕等）	金 14,164,536 円
令和元年度支払済額	（住宅修繕等）	金 12,493,524 円
令和 2 年度支払済額	（動産【家財】等）	金 1,434,010 円
令和 4 年度支払予定額	（和解金）	金 900,000 円

5 提案理由

平成 30 年 9 月 4 日に台風 21 号の通過に伴い発生した暴風により、市の管理瑕疵を

原因として旧大見寮の屋根材が飛散し、隣接家屋を破損させたことから、その損害を賠償するため、交渉を続けてきたもの。本人と市の交渉では合意に至らず、昨年度に相手方から訴訟が提起され、市が応訴したことにより法廷において双方の主張を述べていたところ、裁判所から和解の提案がなされた。市としては、損害賠償に関する一定の責任は認めていることから、当該和解の内容、紛争継続の場合の対応等を勘案した結果、早期解決のために和解しようとするものである。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

副市長の選任について

長浜市副市長に次の者を選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 江畑 仁資

副市長の選任について

議案第 6 6 号	氏 名 江畑 仁資（えばた ひとし） 住 所 生年月日 新再任の別 新任 職 歴
-----------	---